

事業用自動車事故調査報告書 概要

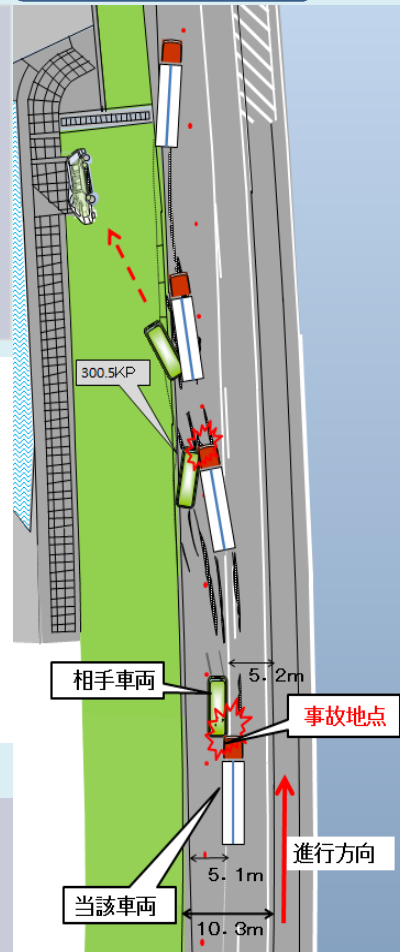
～大型トラックの衝突事故～ (徳島県鳴門市)

事故概要

平成29年8月25日16時59分頃、徳島県鳴門市の徳島自動車道下り線において、大型トラックが生活雑貨等約6,800kgを積載して走行中、路側帯に車両故障のため駐車していたマイクロバスに衝突し、その衝撃でマイクロバスは道路左側のガードレールを乗り越え、約6m下の法面に転落した。

この事故により、マイクロバスの乗客1名と運転者が死亡し、乗客2名が重傷を負い、12名が軽傷を負った。

事故状況図



原因

- ・事故は、大型トラックの運転者が改善基準告示に適合しない勤務を行っており、さらに、真夏で気温や湿度が高い中で、荷物の積み込み等の作業を3カ所で6時間を超えて行っていたことから、同運転者に疲労が蓄積し、**居眠り運転**となって発生したものと考えられる。
- ・当該事業者は極めて多くの運転者に**拘束時間超過**等の改善基準告示違反が確認されており運行管理体制が適切に構築されていなかった。
- ・運転者は、運行管理者から指示された休憩地点で休憩するよう指導されていたが、これに従っていなかったことから、運行指示や、疲労状態での長時間の**連続運転の危険性を軽視**していたと考えられ、運行管理者の**指導が徹底されていなかった**。

再発防止策

- ★事業者は、過労運転等による事故発生を防止するため、次のような取組を積極的に進めることが重要である。
- ・運転者が運転中に疲労等を感じた場合は、車両を止め、運行管理者に報告して指示を受けるよう指導すること。
- ・気温や湿度が高い中での荷積み等の作業は、**休憩時間等を確実に取るよう指示するなどの対応**をとること。
- ・点呼時等において、運行管理者が、個々の運転者の勤務状況等も考慮しながら**疲労状況を注意深く確認**し、乗務の開始又は継続の可否を判断するとともに、運転者が眠気や体調不良等の**申告をしやすい環境づくり**に努めること。
- ★事業者は、車両故障等により高速道路上で車両を止めた場合の安全対策として、**緊急時の対応が適切に取れるよう訓練するなどの取組**を積極的に進めること。